

さんむ成年後見支援センター

さんむ成年後見支援センターでは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分で、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しい方が、地域で安心して暮らせるように、成年後見制度の活用をお手伝いします。



社会福祉法人 山武市社会福祉協議会

○ 成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な方を保護し、地域で安心して暮らせるように支援する制度です。

○ 成年後見制度に関する相談

「成年後見制度を利用したいので内容を詳しく知りたい」「成年後見制度はどんな時につかうのか」といった、成年後見制度について気になることやご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先 **さんむ成年後見支援センター**
電話 **0475-82-7111**

○ 制度利用に関する専門相談

成年後見制度は、申し立てを行う際など、法律的な知識や判断が必要になるときがあります。山武市社会福祉協議会では、弁護士による法律相談日を設けています。



弁護士相談日（※要予約）

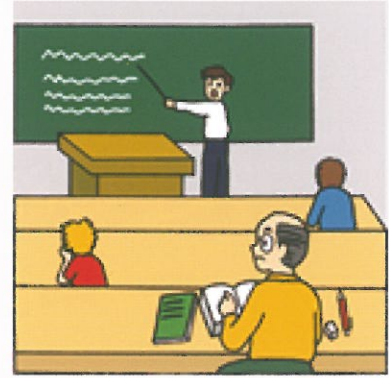
地域名	蓮沼	山武	成東	松尾
開設日 13:30~16:30	第1水曜日	第2水曜日	第3水曜日	第4水曜日
会場	蓮沼 保健センター	山武 福祉センター	成東老人 福祉センター	松尾IT保健 福祉センター

お申込み・お問い合わせ先
社会福祉法人 **山武市社会福祉協議会**
電話 **0475-82-7102**



○ 市民後見人の養成

今後、高齢化の進展とともに制度を利用する方が増え、後見人が不足することが見込まれることから、一般市民の方に活躍して頂けるよう、市民後見人を養成する研修会を実施します。



○ 法人後見の受任

家庭裁判所の審判に基づき、社会福祉協議会が法人として後見等を引き受けるものです。

※対象者は、山武市長が申立てをし、他に適切な成年後見人等が得られない方です。

※引受に際しては、運営委員会に諮った後、社会福祉協議会長が判断します。

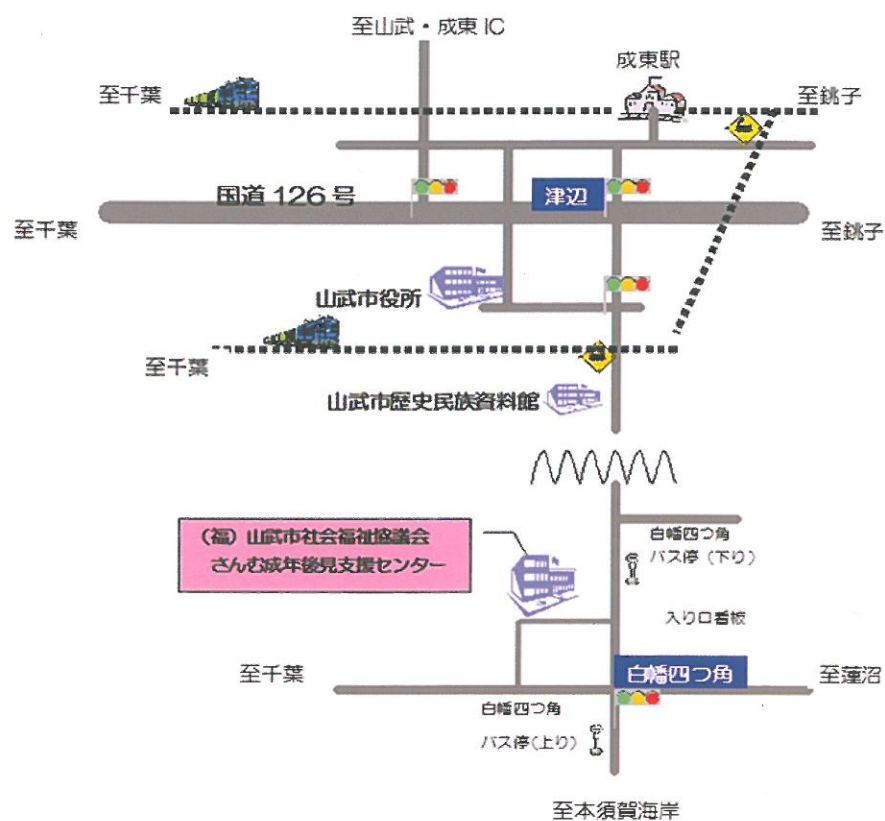


○ 福祉サービス利用援助事業 ～愛称「すまいる」～ (千葉県社会福祉協議会受託事業)

定期的な訪問により、福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障がい者の方々が住み慣れた地域で生活できるように支援します。

- ・福祉サービス利用援助
- ・財産管理サービス
- ・財産保全サービス

周辺地図・アクセス



さんむ成年後見支援センター

社会福祉法人 山武市社会福祉協議会

〒289-1306 山武市白幡1627

山武市成東老人福祉センター内

TEL 0475-82-7111 FAX 0475-82-7318

最寄駅からのアクセス

JR成東駅からバスで7分

白幡四ツ角下車

HP <http://sammushakyo.sakura.ne.jp>

e-mail sammushakyo@etude.ocn.ne.jp